

# 平成27年度宇部市第1回子ども・子育て審議会

日 時：平成27年8月20日（木）18時～  
会 場：宇部市役所4階 第2・3・4委員会室

## 【議 事】

(1) 宇部市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について

### ○会長

これから2年間、委員の皆様と審議会をやっていきたいと思っておりますので、活発なご意見、忌憚のない御意見をよろしくお願いたします。

それでは、さっそく議事に入ります。次第に沿って進めてまいります。まず、議事の1の「宇部市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について」、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

それでは議事の1「宇部市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について」、説明いたします。

まずはじめに、本日初めての委員さんもいらっしゃるの、「宇部市次世代育成支援行動計画」について、説明いたします。

平成15年に、急速な少子化の進行を踏まえた上で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境整備を図るため、平成17年から平成26年までの10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

この法律では、県や市町村、事業主の少子化・子育てに対する役割が定められ、市の役割としては、地域における子育て支援の目標の設定、平成17年から26年までの次世代育成のための集中的・計画的な取り組みを推進していくための行動計画の策定や実施状況の公表が挙げられています。

本市においては、この「次世代育成支援対策推進法」を受けて、平成17年3月に本市における計画である「子育てプラン・うべ」を策定いたしました。平成21年度までを前期計画期間、26年度までを後期計画期間とする計画としております。

本計画は、行動計画として、市の関係各課から出された子育て支援に係る227の事業をあげており、それらの事業を6つのテーマ別に体系化し、テーマ別に「施策の目標」及び「施策・事業に関する内容」を設定しています。この計画に沿って、「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり」に向けた取組を、家庭や地域、学校、企業等と連携・協働しながら、計画的・集中的に実施してきました。

それでは、計画の進捗状況を説明します。資料1の3枚目をご覧ください。

行動計画としてあげた227事業を6つのテーマ別に体系化し、それぞれの実施状況を表にしたものです。227事業のうち平成26年度において、既に着手し完了したものが12事業、また現在継続実施中のものが205事業であり、実施割合は95.5%となっております。（後期行動計画の初年度である平成22年度は94.3%）

次に、資料1の1枚目をご覧ください。行動計画にあげた227事業のうち、保育サービスと主要な子育て支援サービスについては目標サービス事業量を設定しています。

資料の表をご覧ください。

表の項目については、「目標設定時の状況」とは、平成21年8月時点での、平成21年度の実績予想事業量です。平成26年度の実績事業量には、それぞれの事業の利用人数や箇所数をあげています。「平成26年度目標値」とは、平成21年8月時点で目標設定した、平成26年度における目標事業量及び目標に対する達成率となっております。

表中の人数については、平日昼間の保育サービスは平成27年3月現在の児童数、夜間帯の保育サービスである延長保育は1日の平均利用人数、トワイライトステイは、年間の利用実人数、休日保育は、年間の実人数、学童保育クラブは、平成26年4月現在の登録

児童数となっております。

この計画は、平成27年3月で計画期間終了となりましたが、平成27年3月に策定した「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」は、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であると同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画でもあり、「宇部市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承したものです。

行動計画については、6つのテーマ194事業（35頁第5章行動計画参照）のうち、旧計画からの継続事業179事業、新規事業（事業内容を変更して継続するものを含む）15事業となっています。

なお、本日お示しした目標事業量の進捗状況は、毎年、市広報で公表のお知らせをするとともに、宇部市ホームページ及び本庁や各市民センターの掲示板により公表をしております。今年度は8月下旬頃から公表する予定にしています。

以上で説明を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。皆様から、御意見・御質問がございましたら、よろしく願いたいと思います。

#### ○委員

資料1の3枚目の事業の実施状況なんですが、（4）の既に廃止した事業が9件あるとのことですが、この9件を廃止した理由は何かあるのでしょうか。

#### ○事務局

このすでに廃止した事業の中には、企業と連携をして実施するものがあります。当初挙げていた事業とは違う形での連携を行ってはいるのですが、なかなか連携が難しいところもありまして、今後、形を変えて実施していくということで廃止としたものです。

#### ○会長

よろしいでしょうか。

#### ○委員

はい。

#### ○会長

他に何かございませんか。

では、質問が無いようですので、議事の2「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

### （2）子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）

#### ○事務局

昨年度から引き続き委員をされている皆様におかれましては、「子育てプラン・うべ」の作成に際しましては、いろいろ御教示いただきありがとうございました。

昨年度末、ようやく冊子として完成いたしましたので、皆様のお手元に配らせていただきました。今年度から新たに委員になられた方が半数以上いらっしゃいますので、これまでの審議会での説明と重複する部分もあるかもしれませんが、簡単に説明をさせていただきます。

資料につきましては、本日お持ちいただいております、「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」の4頁、5頁に、本計画のイメージを掲載していますのでご覧ください。

近年、子育て家庭を取り巻く環境は、未婚率の上昇や平均初婚年齢の上昇、また価値観

の多様化、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、それぞれの家庭ごとにニーズが複雑化してきているところです。

それを受けて宇部市では、このたびの計画策定において、さまざまな子育て支援の施策も盛り込んで計画を立てました。

この子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条で、各自治体が作成するように定められている計画で、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズ量と供給量の見込みを盛り込んだ計画となっています。

計画策定の際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案することとなっており、平成25年度に本市の子育て世帯に対しニーズ調査を実施し、平成26年度にかけて、本審議会に諮りながら、内容を協議してきたところです。

先ほど、議事の1「次世代育成支援行動計画の進捗状況」でも説明いたしましたとおり、次世代育成支援対策推進法は平成27年3月末までの時限立法でしたが、10年間の延長が決まり、このたび作成しました「宇部市子ども・子育て支援事業計画」と合わせて、この次世代法に基づく計画も策定する必要が出てきたため、次世代法の計画である、これまでの「子育てプラン・うべ」を引き継ぐ形で、このたび作成しました。

子ども・子育て支援事業計画の構成について、簡単にご説明をさせていただきますと、本計画は、全6章からなり、第1章では、計画の策定にあたってということで、この事業計画の趣旨や位置づけ、計画の基本理念や目標、基本的な視点等について記載をしています。

目標としましては、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくりをしていくことが、それぞれの子育て家庭を支援することとなるとともに、少子化対策につながるものと考え、「次代を担う子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくり」を、本計画の目標としています。

また、子育て支援を進める上での基本的な視点としまして、7つの視点を掲げて、計画を推進していくこととしています。

また、子どもたちを取り巻く社会の動向というものも、この計画を考える上で必要になりますので、第2章で、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の背景として本市の現状を記載するとともに、第3章におきましては、これまでの計画である、子育てプラン・うべの評価のため、実施状況を記載したところです。第3章に記載しております実施状況につきましては、計画策定時の目標達成状況となっています。

第4章ですが、ここが本事業計画の柱になるところですが、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、利用ニーズ量を見込んだ上で、これに対応する提供体制の確保方策について、平成27年度から31年度の5か年間の事業計画を数値でお示ししています。

また、第5章では、これまでの「子育てプラン・うべ」を引き継ぐ形で、3月の審議会でもご紹介しましたが、追加の新規事業等も含め整理し直し、これまでの次世代の計画の中から平成27年度以降も継続する事業と、新規に、または事業内容を変更して継続する事業を盛り込み、市として取り組む行動計画として記載をしております。

最後に、第6章では、本計画の点検・評価について記し、本計画を推進していくこととしております。今後、本計画につきましては、これまでの次世代の計画同様、本審議会を中心に、計画の進捗状況を定期的に点検・評価しながら、計画の推進と進行管理を行うこととしています。簡単ではありますが、事務局からの説明は以上です。

## ○会長

ありがとうございました。それでは、御質問・御意見ありませんか。

無いようでしたら、議事の3に移りたいと思います。

「宇部市母子保健指針について」、事務局から説明をお願いします。

### (3) 宇部市母子保健指針について

#### ○事務局

母子保健指針について説明させていただきます。まず、母子保健指針の3頁を見ていただきたいと思います。

母子保健計画は、平成9年に策定しております。その後、平成17年に「子育てプラン・うべ」にこの母子保健計画を組み込んで、次世代を担う子どもたちが健康で伸び伸びと育つことができる環境整備、保護者の子育て意識の高揚等を図ってまいりました。その後、平成22年7月策定の子育てプラン・うべにも組み込んでいます。

そして、平成27年3月に策定された「子育てプラン・うべ」についても、母子保健計画を盛り込んでいたのですが、母子保健分野において、さらに効果的に具体的に対策を推進していくという目的で、施策の部分を取り出して「母子保健指針」という形で策定いたしました。「母子保健指針」については、国の計画である「健やか親子21」で示された課題、指標を基本に母子保健の現状と課題を明らかにして、市の母子保健の施策の体系と方向を示したものです。

#### ○事務局

では、母子保健指針の内容について簡単に説明いたします。

先ほど説明しました指針の趣旨については、冊子の1頁に記載しております。指針の方向性、位置づけについて2頁、3頁に記載しています。

5頁には「第2章母子保健を取り巻く社会の動向」の中で、「人口と少子化の動向」や、「世帯等の動向」について示しています。

11頁「母子の健康状況」からが、母子保健で重点的に取り組んでいるデータとなります。

24頁をご覧ください。こちらに、母子保健の全体目標を掲げております。

全体目標は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」とし、「健やか親子21(第2次)」では3つの基盤課題と2つの重点目標が設定されています。この課題に加え、本市の現状分析から全体目標を達成するために取り組む5つの施策を挙げております。この施策は25頁に記載しております。26頁をご覧ください。先ほどの5つの施策の中でさらに2つの施策に重点的に取り組んでいきたいと考えております。施策2「子どもの健やかな成長発達への支援」。この中には乳児期からの状況を踏まえた上で、具体的な取り組みを27～28頁見開き「指針の体系図」に掲載しております。さらにその中で「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」を重点施策としています。地域で親子が安心して暮らすためには、地域の人たちで早くから、子育てについての見守り・支援をする環境が重要と考えています。特に、育てにくさを感じる親については、その育てにくさのサインに気付き、子ども、親、そして親子の関係の多様性を包容する姿勢が求められます。親子が適正な支援を受けるためには、早期からの支援が必要です。母子保健や子育て支援を担う関係機関が連携して支援を行うことで、親子が地域の協力を得ながら、健やかに安心して生活できるような体制づくりを推進して参ります。

また施策4「歯・口腔の健康づくりと食育の推進」ということで、平均寿命が80歳を超える現在、高齢者になっても自分の歯で食事をすることはとても大切です。そのためには、子どもの頃から歯の健康管理が重要となってきます。本市の3歳児のう歯罹患率は、全国、山口県に比べ高いということもありまして、歯科保健事業を推進していく必要があります。

以上のことを積極的に進めていきたいと考えております。各施策の具体的な取り組みにつきましては、第4章「目標を実現するための施策」をご参照ください。以上で、母子保健指針の説明を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。母子保健指針について、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

## ○委員

2点ほど。

26頁に2つほど重点施策とありますが、まさに施策2の「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」について、「そらいろ」という発達障害のお子さんのワンストップ相談拠点を今年度から開設された。宇部市医師会では5歳児健診事業で、育てにくさという発達障害の支援として園医を含めた小児科医が検診業務にあたっています。この5歳児検診と、発達障害等相談センターを担当されている課が違いますよね。ということで、行政の縦割りの取り組みということを非常に強く感じるんです。ただでさえ、幼稚園・保育園から小学校は管轄する場所が違いますから、市の方で出来れば発達障害の相談と5歳児検診をリンクさせて、医師も含めてあらかじめ情報を入れていただくなり、ミックスして取り組んでいただくなり。医師会の方でも、障害福祉の関係は私の担当外で、直前までセンターのことは存じ上げませんでした。何かこれらをうまく融合して取り組むシステムを作っていただきたいというのが1点です。

それからもう1点。施策4「歯・口腔の健康づくりと食育の推進」、歯科の取り組みはもちろんここに書いてあるものは大切なんですけど、今、全国的には、歯科検診で虐待の早期発見するというのが言われております。

ですから、歯科に関しては虫歯とか食生活とかだけでなく、虐待と結びつけた取り組みをぜひ推進していただきたい。そういう意味でも、こども支援ネットワーク協議会に歯科医師会は入ってらっしゃいませんよね。ですから、こども支援ネットワーク協議会に歯科医師を入れていただいて、一緒に取り組んでいただきたいということをお願いします。

## ○会長

ありがとうございます。今のことについて、事務局からお願いします。

## ○事務局

最初の1点目につきましては、発達障害等相談センターの開設の時にも御意見いただいておりますし、また、連携についてもどういう形が良いのかということについて、引き続き検討させていただければと思います。

また、2点目の歯科医師については確かに、歯の関係での虐待という話を歯科医師から聞いていることもありますので、少し預らせていただいて、検討させていただきたいと思います。

## ○会長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

## ○委員

1点、質問があります。

重点課題の「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、これは発達障害など障害があって育てにくい子どもの問題なのか、育てにくい子どもによって親が育てにくいと感じる問題なのか、子ども自体に問題がなくても親の育児能力が低いとか、未熟さとか、若くて育児経験がないが故に発達障害はない子なんだけど親自身の問題で育児ノイローゼ手前になるとか、これは親の問題と子どもの問題と両方あると思うんですが。この重点課題を見ると、「育てにくい＝障害児」みたいなイメージを感じるんですが、両方の対策が必要かなと思います。

また、切れ目のない妊産婦や幼児への保健対策というところや、妊娠期からの児童虐待防止対策ということで母親への対策が含まれているんだろうと思うんですけど、最近子ども自体に問題がなくても、母親がどう子どもに関わっていいかわからないとか、一人で家庭の中に入り込んで、特に子どもが小さいうちはなかなか出かけることもないし、世界が狭いので、母親自身が私は駄目なんだとか、子どもが育てにくいとか、どう育てていいかわからないとか、一人で問題を抱え込んでしまって、大した問題でもないのに問題がどんどん大きくなっていくこともあると思うので、そういった母親に対してどう関

わっていくかということも、育てにくい子どもとともに母親への対策ということも視点があつたらいいかなと思います。

## ○事務局

ありがとうございます。

御意見いただいたとおり、子どもに問題がある場合、お母さんの若年であったり、経験不足であったりというところから、なかなか養育できないという御家庭も様々あるかと思えます。そちらの支援を含めた形で、要支援児・要支援家庭の早期発見・早期支援に取り組んで参ります。

## ○会長

ありがとうございました。他にございませんか。

それでは、議事の4に移ります。「平成27年度宇部市の子育て支援の取り組みについて」、事務局から説明をお願いします。

### (4)平成27年度宇部市の子育て支援の取り組みについて

## ○事務局

それでは、「平成27年度宇部市の子育て支援の取り組みについて」、資料2を御覧ください。主に成27年度に新規に取り組む事業および拡充して取り組む事業を中心に説明をさせていただきます。これは今年度始まったばかりの事業でございますので、来年度以降に向けて、ぜひ御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、福祉的な施策事業をまとめて説明させていただきます。

新規事業の①発達障害等相談センター運営事業です。これは先ほど委員さんからもお話がありましたが、これは文字通り、発達障害等相談センター、通称「そらいろ」を運営する事業です。発達障害等相談センターとは、発達障害のお子さんが生活をしていくうえで困られることに対して、その家族や、支援者からの相談に対応したり、家族の交流や支援者のための研修会を開催する機関でございます。今年の6月1日に、シルバーふれあいセンターに開設いたしました。

②認定こども園推進事業は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園に対して、運営を支援するものです。現在、宇部市内の認定こども園は、恩田幼稚園1園のみでございます。

③地域型保育推進事業とは、身近な施設を利用して保育を行う施設の、受入れ環境の充実を図るために地域型保育事業を実施する施設に対して、その運営を支援するものです。

地域型保育事業とは、主に3歳未満の子どもを比較的規模の小さな身近な施設で受け入れて、保育をするもので、4種類ございます。保育者の居宅で保育する家庭的保育、これは一時期、保育ママという名前と呼ばれておりましたが、少人数の集団保育を行う小規模保育、利用する保護者・子どもの居宅で保育する居宅訪問型保育及び事業所内保育があります。現在、宇部市内の地域型保育事業としては、事業所内保育として、こぐま保育園1園のみがあります。

④子どもの居場所づくり推進事業とは、子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所・遊び場づくりの推進のための事業です。本市は現在、中心市街地において、天候に左右されることなく、子どもたちが安心・安全に過ごすことができ、子育て支援に係る様々なサービスを一体的に提供することができる、本市の子育て支援の拠点施設、(仮称)子どもプラザの整備を検討しているところです。今年度は、その整備に向けて、構想の策定に取り組んでいるところです。

続いて、裏面の拡充事業の説明をさせていただきます。

①乳幼児医療扶助事業ですが、これは小学校就学前までの乳幼児に係る医療費に対する助成でありまして、本市ではこれまで所得制限はありながらも、3歳未満は無料、3歳以上は通院で1レセプトあたり1か月上限500円、入院で1か月上限1,000円とする自己負担がありました。それをこの8月からの受診分に関して、3歳以上の子どもに対し

ても、自己負担を無料としたものでございます。

引き続き、保健分野での新規事業等について説明させていただきます。

まず、⑤予防接種助成事業は、小児用肺炎球菌ワクチンの補助的追加接種費用を一部助成するものでございますが、この小児用肺炎球菌ワクチンが平成25年11月1日から、7価が13価に変更になりました。その関係で平成25年11月1日より前にワクチンを規定回数終了している6歳未満の幼児に対して接種費用の一部、1人1回7千円を助成するというものです。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、市内の小児科で受けることができます。

⑥妊娠・産後ケアコーディネーター事業ですが、子育て世代包括支援センターを保健センター内に4月1日に設置いたしました。母子保健コーディネーター、保健師など専門職を配置したほか、保健センター職員で対応しています。保健センターで親子健康手帳を交付の際に全ての妊婦さんと個別に面接をしております。妊娠期から子育て期に渡る様々なニーズに対して総合的な相談事業を提供するというワンストップ拠点となっております。

⑦産後2週間母子支援事業は、産後、産科の退院時、妊娠期から産後の母子の心身の状況について記載した「産科退院時情報提供書」を渡していただき、それを持って産科退院後、2週間過ぎた頃に「生後2週間新生児相談票」を持って小児科を受診していただくというものです。退院後の育児不安が強い時期に相談する機会を作って、産科から小児科へつなぐということで、母子の支援を実施しております。

## ○事務局

教育委員会の関係をご説明します。

⑧子ども・子育て支援新制度移行幼稚園補助事業は、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園に対しては、施設型給付費を支給、一時預かり事業を受託する幼稚園に対しては補助金を交付しております。また、新制度に移行しない幼稚園に対しては、これまでどおり運営費として私学助成が交付され、そうした園の保護者に対しては、幼稚園就園奨励費補助金を交付しております。

⑨幼稚園多子世帯保育料軽減事業は、世帯で第3番目以降に扶養される幼稚園に通園する園児、年齢に関係なく、保育料を軽減する補助事業でございます。これは、新制度に移行しない幼稚園に対しては園に支払う保育料から幼稚園就園奨励費を差し引いた金額に対して、また新制度に移行する幼稚園に通園する保護者に対しては、その利用者の負担額に対して、市民税所得割に応じて全額または1/2を軽減する事業です。

⑩発達障害児等支援者サポート事業は、通常のクラスに通いながら、特別な支援が必要であるというような発達障害児等は、保育所等において年長児は約12パーセント、小学生では約4パーセントの割合で在籍していると言われております。そこで、保育士またはサポート教員を対象に臨床心理士等の専門的な立場から発達障害などに関する研修を実施しているものです。研修会場はフロンティア大学で、7回コースを2回実施しているものです。

それから、拡充事業でございます。

⑤コミュニティ・スクール推進事業でございます。コミュニティ・スクールは、法に基づいて、学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼んでおります。

学校運営協議会は、地域の方々に委員となっていただき、校長の学校運営を承認していただいたり、或いは御意見をいただく。また、様々な教育活動に対して御協力いただくという制度でございます。宇部市では、平成25年度から市内すべての学校をコミュニティ・スクールとして指定をしております。特色のある活動を計画している学校に対して、インセンティブ方式によって2万円から4万円の助成をしております。また、宇部市全体では、教育委員会全体での研修会を開催し、各学校から特色ある発表等いただいているところでございます。

⑥放課後こども教室推進事業は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動に取り組む

ものです。平成19年に事業を開始して、毎年度、実施校区を増やしています。現在、16校区において、各校区のふれあいセンターを拠点に、地域の特色を生かした活動を展開しております。通学合宿、これは、ふれあいセンターに宿泊して学校に通うというものでございます。老人クラブとの交流、農業体験、学習などが行われ、大人の参画を得て、異世代との交流も図られているといったものでございます。

## ○事務局

先ほど説明をさせていただきました、④子どもの居場所づくり推進事業で(仮称)子どもプラザの話をしました。それにつきまして、御説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、「(仮称)子どもプラザについて」、資料3に沿って御説明いたします。

この(仮称)子どもプラザにつきましては、現在、まだ基本構想を策定していくというところで、まだまだ案の段階ではありますが、簡単な説明をさせていただきます。

目的としましては、宇部市の子育て支援の拠点、および安全・安心な子どもたちの居場所づくりということを目的といたしまして、主な対象を未就学児としながら小学生や中学生の居場所についても、考慮に入れながら主な機能を絞りつつあるところです。

主な機能は、資料の表を御覧いただき、「遊び」「学び」「安らぎ」「交わり」の4つをキーワードにまず、「遊びの場」につきましては乳幼児や未就学児など年代別に安心して楽しめるプレイゾーン、中高生を主な対象としてバンド演奏やダンスの練習ができる軽音楽室などが考えられます。「学びの場」につきましては子育て情報や図書コーナー、読書室や学習室、「安らぎの場」につきましては子育てなどの相談ができる相談室や一時保育室、「交わりの場」といたしましては、イベントや各種教室などを行うことができる多目的室等を考えているところです。

次に、お手元にお配りしています「宇部市にぎわいエコまち計画」の一番後ろの頁に地図がありますので御覧ください。この地図は中心市街地を表しておりますが、この計画の中で、「にぎわいエントランスゾーン」、「宇部式まち・ひと・しごと創出ゾーン」、「セントラルゾーン」の3つのゾーン分けがされておまして、この中の「にぎわいエントランスゾーン」（新川駅周辺地区）に、(仮称)子どもプラザをとということが位置付けられています。この概要版には、そういった名前等は出てきませんが、本編の方には出てきております。中心市街地の中で、(仮称)子どもプラザの整備については考えていきたいと思っております。

## ○事務局

今、簡単ではございますが福祉部門・教育部門におきまして新規事業・拡充事業を中心に説明をさせていただいたところです。皆様方が日頃関わりを持たれている子育てに関する事業につきまして、御意見いただければ今後のよりよい事業展開に向けての参考になりますので、ぜひ御意見をお願いいたします。

## ○委員

質問があります。新規事業の⑨発達障害児等支援者サポート事業で、まず、発達障害児というのがどういったものか。気になったのは就学前が12パーセント、小学生4パーセントということは、自然と治るようなものなのか。そういうことがわからないので。

## ○事務局

特別教育推進室がこの事業を担当しております。それで、割合については小学生の4パーセントというのは一般に言われていることではございますが、年長児の約12パーセントというのは、発達障害児の可能性があるということも含めての数字で、実際にはそれからいろいろな支援を行っていったら、実際には発達障害ではなくて別の要因がありますねということでは理解はしていますが、単純にそれだけのことではなくて様々な支援が必要である



ということ間違いないということでございます。

○委員

ありがとうございます。

○会長

他に何かございますか。新規事業もございますので、皆様の御意見をいただきたいのですが。

では、私からいいですか。学童保育推進事業で6年生まで今受け入れているようになっていますが、実際に6年生までを全部の校区が受け入れてはいないんじゃないかと思うんですが、そういう数字は出ていますでしょうか。

○事務局

学童保育につきましては、24校区で行っているところではありますけれど、6年生までを受け入れているのは、そのうちの23校区となっております。1校区につきましては、このたび4年生から6年生までを受け入れるにあたって新たな会場が必要となりました。宇部市としては小学校の余裕教室等、小学校の中に整備するというを前提に、小学校、教育員会と調整しながら施設整備をしていきますが、残る1校区につきましては、新しい会場の調整がにつきまして整備をしているところで、近々の内には6年生までを受け入れることが可能だと考えております。

○会長

実際に4年生から6年生までがいるところがあるんですか。

○事務局

はい。今は、6年生までを受け入れる施設の整備は済んでいると考えております。

○会長

1年生から6年生までとなると、なかなか指導員の対応が難しいんじゃないかと思っっているのですが、そういうのはちゃんとできているのでしょうか。

○事務局

今まで1年から3年までという低学年が対象に事業でしたので、4年生から6年生まででも一定の条件の方は受け入れをしていたのですが、このたびその条件を除いて、保育の必要なお子様であれば受け入れるという体制をとっております。そういった関係で、同じ会場に小学校の低学年から高学年までがいるということで、今まで以上に指導する、支援する側としては、大変な苦勞をかけていることだと思うんですが、必要な会場の確保、そして指導員のスキルアップのための研修に取り組んでいるところです。4年生以上のお子様を受け入れるにあたっての注意事項、発達段階における注意事項を含めながら、お話をさせていただいているところです。

○会長

ありがとうございます。

学童保育の指導員さんがいらっしゃいますが、どんな状況か聞いてらっしゃいますか。

○委員

他の学童保育の指導員と情報交換は出来ていないんですが、4年生以上の児童の受入れについては、私たちも、今年度になって突然聞いたことでしたので、正直、かなり戸惑いました。3年生までと思ってこれまで用意してきたものが、高学年を受け入れるとなると

考えないといけないものがたくさん出てきまして、体のことでは、女児に関しましては生理が始まりますし、学習面では調べ学習が増えるので辞典等を用意しなければならない。思春期に入ってきますし、ギャングエイジで、やりたい放題の子どもたちも増えてくるわけですから。4年生以上を受け入れるというのは、低学年の面倒を見てくれるとか、いいこともたくさんあります。でも、まだまだ小学生ですので、自分が先に立ってしまいますので、結局1, 2年生が我慢をしなければいけないような場面もたくさんあります。ですので、もし可能であれば、4年生まではなんとかなるんですが、5年生になったら別室が設けられるようなことがあるといいかな。突然、やってきたこの状況ですが、そのうちに居心地のいい学童保育にしていけたらと思っております。

#### ○会長

今の発言は重要と思われまますので、よろしく検討お願いします。

他にはございませんか。

では、私から。放課後子ども教室推進事業の「放課後子ども」というのは学童以外の子どもということですか。それとも、学童保育も含めて？

#### ○事務局

学童保育の子どもに限られたことではなくて、地域の方々が教室を開くということで、学童保育の子どもが参加することもあるし、基本的には学童保育の子ども、そうでない子どもも参加するような時間設定がされていることが多いと認識しております。

#### ○会長

ありがとうございました。

#### ○委員

ちょっとお聞きしたいんですが。

産後2週間の母子支援事業で、2週間の相談というのは結構ありますか。

#### ○委員

事業を受託する関係で相談と言っていますけれど、実際、小児科で担当しているのは、赤ちゃんの体重を測定して、診察をして、そして母子のメンタルヘルス支援をするということをしております。ハイリスクアプローチではなくこれはポピュレーションアプローチといって、妊娠出産というこの周産期というのはすごく母親も子どももメンタルの状況が変わってくる時期なんです。だからそこに、ハイリスク情報というのは妊娠中に受診が遅かったとか、妊娠中に全然受診していなかったとか、或いは家庭の問題があってハイリスクとか、もちろん行政で把握されている事例のほかに「赤ちゃんが生まれてきた」それだけで適応が上手くいかないという方がいっぱいいます。そういう意味で産後2週間という検診というのは、ポピュレーション、すべてのお子さんたちお母さんたちを診て、その中でリスク要因を見つけていって、支援を行うといったようなことを想定しています。ですから、これまでは生後1か月まで、小児科医は診ることができなかった、もうちょっと早く出会ったらいい具合に支援をしてあげられて、1か月の検診でお母さんが涙を流して、悩みを打ち明けなくて良かったものをといるところを、2週間の時点で、もちろん産科も体重測定で関わってらっしゃるところもございまして、小児科によっては、赤ちゃんの健康も含めお母さんのメンタルヘルスケアというところに取り組んでおります。宇部市独自の事業ですが、非常にいい試みだと思っておりますし、小児科医会は母子を含めたというところで支援を継続しているところです。ぜひ、ご理解、御支援をお願いします。

#### ○会長

ありがとうございました。

実は母子保健推進員が赤ちゃん訪問するときに、7月訪問の対象、4月生まれからアンケートを取らせていただいているんです。まだ結果は出ていないので、はっきり申し上げられないんですけども、結構、お母さんたちには良かったんじゃないかなと思っているんです。

### ○委員

ぜひ、そうある事業であるように、これは単年度事業ですよ。良い事業となるように小児科医も心をくだいておりますので引き続き支援等、気付きを出来たら小児科医にいただければと思います。

### ○委員

今、アンケートを取っていますので、また、保健センターで集計されたら、報告があるとおもいますので、よろしくお願いします。

他にはございませんか。

### ○委員

私も産後2週間母子支援事業のことなんですけど、とても着眼点良くて、とてもいい形で事業が出来たら、素晴らしい施策なんだろうなと思って注目しています。感じるころは、産後2週間なので本当に問題があったら入院中から小児科の方にフォローを入れてもらうように紹介していくと思うんですね。大体の問題って、母親の方の問題がひっかかるような方が、スクリーニングで洗い出されてくるんじゃないかなという気がするんですね。今、私は宇部市外の総合病院の院内助産院の外来におりまして、名目は母乳育児外来を担当しておりますけど、そこで周産期の病棟が多忙でなかなか産んだ後みっちり退院後まで関われないというのが、ハイリスクの対応とか大変ですので出来ないような状況で、退院後の母子支援を母乳支援という形で、初産婦さんを回してこられるんですね。産後3日後、5日後、1週間後くらいの方をみるんですけど、名目は母乳支援ですけども、私たちはこのお母さんが退院後に育児をしていけるのであろうとか、お母さんのメンタルヘルスとか赤ちゃんの状態もみますけれども、総合的に大丈夫なのかな、危ない、気になるような親子の洗い出しを視点にして見ているんですけども。最近、鬱っぽくなっているお母さんが多くて、こちらの手に負えなくて、隣にある母子相談室の臨床心理士さんをお願いして、診てもらう方もいらっしゃいますし、こちらでも気になる方がいたら、母乳支援で引っ張って週に一度来なさいと言って、無理矢理ではないですが、御希望があればその方がなんとか家で母子にやっつけられるような状態になるまでみておくとか、私たちの知らないところで何か大きな問題にならないように、捕まえておきたいという感じでやっております。実際、とても時間がかかります。正直もっと時間をかけて聞いてあげたいというところを30分枠で9時から3時まで行って、もっと聞いてあげたいんだけどなと思いつつやっつけて、実際のところすごく時間がかかって丁寧に聞いてあげなくちゃいけないし、あら？と思う人は、軽い子育ての悩みが本当に問題にならないようにしていくということがハイリスクの掬いあげも大事なんですけれども、つまらない問題をハイリスクにしていけないという風にするために、とても時間がかかりますので、スクリーニングの数をこなして掬いあげていくというのも大事ですが、一つ一つの個々のお母さんに時間をかけないとこればかりは、数を実施しただけでは問題が掬いあげられなかったり、本当の問題が見逃されたりしたら元も子もないので、助産師としてこういうことが時間がかかって丁寧に行わなければならないので、そういうところも御理解いただいて、いい事業を開始できたことは素晴らしいと思います。

### ○事務局

ありがとうございます。この母子支援事業は、先ほど言われましたように今年度、国の補助を受けて行っている事業で、小児科・産科の先生方の御協力をいただいて、産科の先

生の方にも母親のメンタル相談等を含めて今年度やっていくという形で、考えているところでございます。当然、次年度以降、国の補助は単年度でありますので、市としてこれをどういった形で、せっかくいい事業という風に思っておりますので、いい形で両医会の御協力をいただきながら、続けることが出来ればいいなと思っておりますのでございます。いろいろ財政的なことを含めて検討しなければいけないことがありますので、すぐにどうこう申せませんけれども良い事業に育ってくれればと思っております。

#### ○会長

ありがとうございました。ぜひ、続けて行って欲しいと思います。他に皆さん、ありませんか。委員の皆様から、一言ずつ御意見をいただきたいのですが、時間が許しませんので。この際、ぜひ言っておきたいということがありましたら、お願いいたします。

はい、それではよろしいでしょうか。議事の5のその他に移ります。

#### ○事務局

特にございませぬ。

#### ○会長

皆様から何かありますでしょうか。新しい委員さん、何かありませんか。なかなか、今日すぐというわけにはいかないと思いますが、また、何か気付き等ありましたら、こども福祉課へ御意見を言っていただけたらと思います。

それでは、本日の議事は終わらせていただきたいと思います。皆様、いろいろな御意見ありがとうございました。

#### ○事務局

皆様、長時間に渡りお疲れ様でした。以上を持ちまして、審議会を終了いたします。今年度の審議会は全2回程度を予定しております。次回の日程については、決まり次第お知らせいたします。本日はどうもありがとうございました。お気をつけて御帰りください。